

うなぎの採捕制限について

うなぎの減少が危惧されているため、資源の利用と管理に関する対策として、宮崎県内水面漁場管理委員会指示による「うなぎの採捕制限」を下記のとおり実施します。

①採捕禁止対象 全長25センチメートルを超えるうなぎ

〔留意点〕

全長25センチメートル以下のうなぎについては、宮崎県内水面漁業調整規則第27条により、その採捕が、原則、禁止されています。

②採捕禁止期間 産卵親魚が川を下る10月から12月まで

〔参考〕

日本うなぎの産卵場所は、はるか遠くのマリアナ沖であることが解明されており、日本の河川で育ったうなぎは産卵のために秋から冬にかけて川を下り海へ出てマリアナ沖を目指します。

③採捕禁止区域 宮崎県内すべての河川等の内水面

当制限に違反した場合、知事命令が出されます。同命令にも違反した場合は、漁業法に基づく(*)罰則があります。

(*)1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

宮崎県内水面漁場管理委員会指示とは…

内水面漁場管理委員会は、漁業法第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の保護繁殖や漁業調整のために必要な指示を行うことができるとされています。

指示に違反した場合は、知事命令(指示を守るべき命令)が出され、当命令に違反すると漁業法違反としての罰則があります。

ウナギの一生…



農林水産技術会議事務局作成

意図せずに採捕した場合は、
速やかに放流してください。